公務労組連絡会議長桜井眞吾

物価高騰に対応した緊急勧告を行うことを求める要請書

## 【要請趣旨】

この間の急激な物価高騰に伴い、国家公務員の俸給表等の緊急勧告を直ちに行ない、給 与を引き上げるよう求めます。

人事院は2022年4月25日から6月17日にかけて民間企業実態調査を行い、8月8日、政府と国会に対して、俸給表の水準を921円(0.23%)、一時金は0.10月引き上げる勧告を行いました。3年ぶりの月例給、一時金の引き上げ勧告ではあるものの、急激な物価高騰下の生活改善に遠く及ばない極めて低額なものでした。また、初任給と若年層の俸給月額の引き上げにとどまり、賃金抑制を強いられている中高年層職員、再任用職員を含める職員全体の生活改善には及んでいません。

2022 年民間企業実態調査以降も物価高騰の勢いに歯止めはかからず、生鮮食品を除く消費者物価指数の前年同月比は、11 月は 3.8%、12 月は 4.0%と上昇ピッチが加速しています。一方で、民間企業も労働者の確保と生活防衛のために賃金引き上げを実施し、現金給与総額(きまって支給する給与)は前年度同月比で 1.9%増、22 ヶ月連続の増加です。また、「インフレ手当」の支給に踏み切る企業の増加も報道されています。

記録的な物価上昇は、多くの国民同様に国家公務員の生活を直撃しています。国家公務員法第28条において、国家公務員の給与は「国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠ってはならない」とされており、実際に1974年、2009年に臨時の勧告が行われています。

国家公務員は労働基本権が制約されており、人事院はその代償措置として積極的な役割発揮が強く求められています。また、情勢に適応した勤務条件を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保等にも資するものです。さらに、人事院勧告は国家公務員だけでなく、公的セクターや教育・医療・福祉分野などの労働者にも大きな影響を及ぼし、まさに日本経済の好循環を作り出す鍵といえます。

以上をふまえ、貴職に対して以下の事項を強く要請します。

## 【要請項目】

1、直ちに国家公務員法第28条にもとづき、物価上昇分に見合った俸給表引上げをはじめとする緊急勧告を行うこと。